

各位

【スタンダードコース】

ファルクラム 第67回 租税法研究会



～保証債務履行の特例・推定課税の帳簿書類～

保証債務履行の特例である所得税法 64 条 2 項を巡っては多くの議論があります。例外的な租税減免規定であるから、これを基礎づける事実については、納税者に立証責任があると解するのが相当であるとされた事例を素材とします。資産の譲渡に当たって支出された費用が所得税法 33 条 3 項にいう譲渡費用に当たるかどうかは、当該資産を譲渡するために当該費用が必要であるかどうかによって判断するのではなく、現実に行われた資産の譲渡を前提として、客観的にみてその譲渡を実現するために当該費用が必要であったかどうかによるとされています。また、「推定課税」の要件である帳簿書類の範囲についても考えます。

◆日時：2018年4月14日(土) 13:30～16:00

◆参加費：一般 30,000円(ファルクラム会員無料※1事務所2名まで)

◆お試し参加：無料(※1事務所につき1回のみ無料でご参加いただけます。)

◆会場：虎ノ門NNビル 2階会議室

(東京都港区虎ノ門1-21-17 虎ノ門NNビル2階/地下鉄虎ノ門駅4番出口徒歩3分)

★本研究会は研修細則2条(7)の「その他の研修」として18時間まで税理士会への申請が可能です。

なお、必ずしも認定を保证するものではないことをご了承ください。

講師：ファルクラム代表理事 中央大学商学部教授 酒井 克彦

研究員(会員事務所)募集

(DVD 会員・YouTube 会員の募集)

【内容】

●第1部：所得税法 64 条 2 項の保証債務履行の特例の適用に係る事実の立証責任の所在と所得税法 33 条 3 項にいう「資産の譲渡に要した費用」該当性—福岡高裁平成 24 年 9 月 20 日判決—

●第2部：推定課税の要件と「帳簿書類」—東京高裁 25 年 3 月 14 日判決—

その他、グループ討議によるディスカッションを実施します。

租税法研究会とは：

租税法研究会は、いわば大学院のゼミのようなスタイルで、会員と講師(酒井克彦教授)により行われる裁判例を素材にした発表を基に、会員と講師を交えてディスカッションをしながら、実務家としてどう考え、対処すべきかという視点で理論的・実務的に検討を行う研究会です。条文・判例の読み方、法律的主張の構成を学び、リーガルマインドの養成を図ります。(初回登録料 5 万円、月会費 1.5 万円)

会員特典(一部のご紹介)：

- ★租税法研究会の無料参加(年 8 回開催)
- ★公開セミナーの無料参加(昨年 3 回開催)
- ★毎月 1 回の学習用講義 DVD(酒井克彦教授のオリジナル講義 DVD。40～60 分程度)
- ★租税法研究会欠席時の DVD 無料送付

通信ファルクラム制度のご紹介：

★租税法研究会・学習用講義を DVD 又は YouTube で受講する制度です。詳細については事務局までお問い合わせください。

(DVD 会員：初回登録料 5 万円、月会費 1.5 万円、YouTube 会員：初回登録料 1 万円、月会費 1 万円)

◆主催：一般社団法人ファルクラム

(HPをご覧ください <http://fulcrumtax.net/>)

所在地：〒185-0033 国分寺市内藤 1-25-1 B号

【次回のご案内】

ファルクラム第68回租税法研究会

◆日時：6/9(土) 13:30～16:00

◆会場：虎ノ門 NNビル 2階 会議室

◆お申込方法 以下の必要事項をご記入の上、FAXにてご返信ください。

ご芳名		事務所名	
ご住所	会員の方はご芳名・TEL・参加者名のみの記載で結構です。		
TEL		FAX	
E-mail		お試し参加希望	<input type="checkbox"/> (√チェック)
参加者名			

お問い合わせ：一般社団法人ファルクラム (E-mail: jimu@fulcrum.info) 042-806-9843 (9～17時) 土日祝除く



お申込みFAX番号:042-806-9844(随時受付)

<送信前にFAX番号を再度、ご確認ください。>